

令和3年4月14日

保護者の皆様

京都市立大枝中学校
校長 小田 浩之

「まん延防止等重点措置」を踏まえた教育活動の実施について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、本市が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「まん延防止等重点措置」の対象地域となったことに伴い、京都市立学校に対しても教育活動に関する一定の制限を含め、対応の指針が示されたところです。本校の教育活動についても下記の通り、対応させていただくことになりました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底しながら、学校教育活動を展開して参りますので、ご理解とご協力の程、お願いいたします。

記

1. 基本的な感染防止対策の徹底

- 引き続き、マスク着用、手洗い、換気など、基本的な感染防止対策に取り組むとともに、児童生徒・教職員の毎日の健康観察を継続し、少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には、必ず登校を控えるよう保護者の皆様の協力をお願いしながら生徒への指導を行います。同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えていただくことについて、ご理解いただきますようお願いいたします。
- 生徒及び同居家族が濃厚接触者となった場合はもとより、「感染の疑い」や「体調不良」で医療機関を受診し、検査を受けようとする場合には、その段階で速やかに学校へ連絡することについて、あらためてご協力をお願いいたします。

2. 具体的な教育活動について

- (1) 生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」については、可能なものは実施を避けた上で、教育上、実施が必要であると認められるものについては一定の距離を保つ、同じ方向を向く等の対策を講じた上で実施します。また、保護者等の参加がある場合には、その感染リスクを低減する措置を講じたうえで、実施します。
なお、保健体育科においては、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は実施を見合わせます。
- (2) 校外活動は原則として市内の活動に限定して行います。ただし、修学旅行については京都市の指針通り、その教育的意義を踏まえ、一層の感染症対策を講じた上で予定通り実施する方向です。ただし、行き先が感染拡大地域（まん延防止等重点措置適用の地域を含む都道府県等）となった場合等は、実施時期や行先を変更いたします。
- (3) 授業参観や懇談会等については、重点措置期間中においても、感染症対策を徹底したうえで実施します。
- (4) 4月28日から5月10日まで予定していた家庭訪問については中止とし、新たに希望制による二者面談（校内で実施）を行うこととします（別紙参照）。

3. 部活動について

- (1) 活動日は平日，土曜・日曜・祝日等の別を問わず，活動時間を2時間以内とします。
- (2) 感染リスクの高い活動については控えます。
- (3) 他校との練習試合，合同練習を中止し，原則，校内の活動に留めます。
- (4) 中学校体育連盟や競技団体，文化関係連盟等が主催する大会・発表会等に限り参加を認めますが，主催者と連携し，万全な感染症対策を講じるようにします。
- (5) 「京都市中学校春季総合体育大会（通称『春体』）」については『京都市中学校体育連盟における新型コロナウイルス対策共通ルール』に基づいて実施・運営されます。**各部の公式戦における参観の可否等については各部顧問より生徒を通じて連絡させていただきますので，ご確認のほどよろしくお願いします。**（観戦その他のルールについては以下の対策共通ルールをご参照ください。）

京都市中学校体育連盟における新型コロナウイルス対策共通ルール(令和3年4月) より

【観戦・その他のルール】

○観戦の可否について

- ・大会を開催することを優先し，観戦者の安全を確保できる場合のみ，観戦を認める。
- ・会場の大きさや競技特性，役員の体制から，十分な感染対策を講じられない場合は，無観客試合とする。
- ・観戦を認める場合でも，観戦者(保護者)の人数制限や，関係者以外の観戦禁止を検討する。

○観戦者の観戦対策

- ・常時マスクを着用。
- ・基本的な感染対策を徹底。(手洗い，手指消毒，咳エチケットなど)
- ・発声を伴う応援の禁止。
- ・会場及び施設周辺での飲食を控える。

4. 偏見や差別は許されないことの啓発，児童生徒・教職員等の心身のケアについて

- (1) 児童生徒等や保護者が感染した場合も踏まえ，感染症に係る保健指導はもとより，道徳や人権教育などの機会をとらえた学習を引き続き充実させてまいります。
- (2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は，関係機関等とも連携し，速やかに指導や支援を行います。

5. 地域諸団体等の学校施設利用について

P T Aや地域諸団体等による学校施設の利用について，市所管施設の営業時間を20時まで短縮していることも踏まえ，20時まで活動等を終了していただくようお願いしてまいります。

6. 措置期間について

教育活動における感染拡大防止の徹底については，継続的な取組が必要となりますが，上記2・3・6の教育活動についての留意事項や制限等については，令和3年4月12日（月）から同5月5日（水）までとします。

7. その他（お願い等）

- (1) **毎日，お子様の体温を測定し，発熱や咳などの風邪の症状はないか等，健康観察を行い，その結果を「健康観察表」に記入し持参させてください。（発熱等，体調不良の場合は，登校を控え，学校へ連絡してください。）**
- (2) 引き続き，**感染症対策の徹底と実践**（マスク着用，手洗い・うがい，密閉・密集・密接を避ける等）に努めていただくとともに，ご家庭においても不要不急の外出や感染リスクの高い活動は控えていただきますようお願いいたします。